

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が企業価値増大に向けての経営体制を構築する重要な一つの課題であると認識しており、様々な経営環境の変化に的確に対応するための「意思決定の迅速化」及び法令・ルールを厳格に遵守した「経営における健全性・透明性の確保」を追求し、企業活動に関わるすべての利害関係者(ステークホルダー)への経営情報の公正かつ適時適切な情報開示に取り組んでいくことを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 <small>更新</small>	10%未満
-----------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社英和商事	1,329,000	16.72
小田 英二	823,500	10.36
小田 博英	372,500	4.69
小田 和子	224,000	2.82
加藤 賢二	187,000	2.35
竹田 和平	165,000	2.08
齋藤 義継	164,500	2.07
株式会社三菱東京UFJ銀行	150,000	1.89
大成化工株式会社	150,000	1.89
片山 正規	137,500	1.73

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 <small>更新</small>	大阪 第二部
決算期 <small>更新</small>	3月
業種 <small>更新</small>	化学
(連結)従業員数 <small>更新</small>	100人以上500人未満
(連結)売上高 <small>更新</small>	100億円未満
親会社 <small>更新</small>	なし
連結子会社数 <small>更新</small>	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社には支配株主が存在しませんので、該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長 <small>更新</small>	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	5名
社外取締役の選任状況 <small>更新</small>	選任していない

現状の体制を採用している理由 <small>更新</small>	
----------------------------------	--

現在、社外取締役は選任しておりませんが、社外からの経営に対する監視機能及び適法性の確保という観点につきましては、過去に当社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがない監査役が取締役会等の重要な会議へ出席することにより、取締役の業務執行に係る監査及び法令遵守に対する内部管理状況についての協議が毎月監査役会で行われており、十分に機能しているとの判断から現状の体制を採用しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 <small>更新</small>	設置している
監査役の人数 <small>更新</small>	3名

監査役と会計監査人の連携状況 <small>更新</small>	
----------------------------------	--

当社の会計監査人は監査法人和宏事務所であります。監査役の会計監査におきましては、定期的を実施している監査役と会計監査人との会議において相互の監査状況の報告・協議がなされ、経営に対するチェック機能の充実に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況 <small>更新</small>	
-----------------------------------	--

当社の内部監査部門としては社長直轄の独立した業務監査部門である内部監査室となり、監査役とは独立した立場にあります。業務監査については社長への報告とともに監査役とも定期的に報告、協議しております。また、監査役は内部統制上の不明な点について内部監査室に確認を行い、必要な都度、適宜助言しております。

社外監査役の選任状況 <small>更新</small>	選任している
社外監査役の人数 <small>更新</small>	2名

会社との関係(1) <small>更新</small>	
-----------------------------	--

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
星野 美知男	他の会社の出身者									
吉井 英雄	公認会計士									

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) <small>更新</small>	
-----------------------------	--

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
星野 美知男	――	美容業界と関係の深い分野における高い知識と企業活動に関する豊富な見識を有しているため

吉井 英雄	大阪証券取引所「企業行動規範に関する規則」第7条に規定する独立役員であります。	社外監査役の選任については監査役としての職責をより実効的に果たすことができるように、高い専門性や当業界での経験、経営に対する高い見識等を勘案するとともに、経営監督機能の客観性及び中立性を確保することに留意しております。吉井英雄氏は公認会計士という高い専門性と経営に対する高い見識を有するとともに、当社の大株主である企業や主要な取引先の出身者ではなく、独立した立場での監査が可能であることから、社外監査役として選任しております。
-------	---	---

その他社外監査役の主な活動に関する事項 **更新**

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新**

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員報酬について業績連動型報酬制度やストップオプション制度の導入はしていませんが、役員賞与については業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段 **更新**

有価証券報告書

開示状況 **更新**

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

1. 取締役及び監査役の年間報酬総額

取締役 6名 131,573 千円
監査役 3名 16,390 千円

2. 役員退職慰労引当金繰入

取締役 6名 45,010 千円
監査役 3名 2,670 千円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

監査役会の招集事務、監査役会議事録の作成、その他監査役会運営に関する事務は、監査役スタッフ等の監査役の職務を補助すべき従業員がこれにあたります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

(1) 業務執行、監査・監督の状況

当社は、毎月の定例取締役会及び臨時取締役会に加え、取締役による打合せを随時行い、経営上の日常業務に対する具体的施策の立案及び重要な取締役会付議案件の事前審議を行うことにより、効率的な業務執行及び担当取締役間の総合監視を行っております。取締役会は取締役5名により構成されておりますが、監査役3名が会社法第383条に基づき出席しており、取締役の監督とともに適宜、提言及び助言などを行っております。また、取締役により付議された案件を法令・定款などに照らし、その適格性及び執行責任を監督するとともに、業務進捗並びに業務執行戦略の見直しなどについて自由率直に議論することで確認検証し、透明性のある公正な経営体制及びコーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう努めております。さらに監査役3名による監査役会を毎月開催し、厳格な監査活動を実施しております。

(2) 会計監査の状況

会計監査は、公認会計士の資格をもつ監査役が中心となり、監査法人とも連携して会社法に基づく監査の実施とともに会計制度の変更などにも速やかに対応できる体制を整えております。また、監査法人については「監査法人和宏事務所」と金融商品取引法に基づく監査契約を締結しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

- 業務を執行した公認会計士の氏名と所属する監査法人名
 - 代表社員 業務執行社員 高木 快雄 監査法人和宏事務所
 - 代表社員 業務執行社員 南 幸治 監査法人和宏事務所
- 監査業務に係る補助者の構成

・公認会計士:3名

c. その他

- ・継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。
- ・同監査法人は、すでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう措置をとっております。

(3) 監査報酬の内容

監査法人及びその関与社員と当社の間には特別な関係はなく、金融商品取引法監査について監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。
なお、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は14,000千円で、それ以外の報酬はありません。

(4) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

平成21年3月期については、取締役会を20回、監査役会議を12回開催しております。
当社では経営の透明性を高めるために積極的なディスクロージャーを行うことが必要と考えており、ホームページ上にIR情報の開示やプレスリリースを適時に掲載しております。また、内部統制や業務執行の監視を強化させるため、監査法人、監査役及び内部監査室による三者協議を定期的に行い、それぞれ実施した監査内容についての報告及び意見交換を行っております。

(5) 現状の体制の概要

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(すべて社内取締役)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を実行する権限を有しております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、社内規程に規定された職務権限・職務分掌及び意思決定のための社内ルールに従い、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採っております。また、取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び効率的な達成の方法を定め推進しております。

b. 監査役会

監査役は、監査役業務の実効性を高めるため3名(うち社外監査役(非常勤)2名)を配置し独立性を保っています。監査役会については月1回開催するとともに、会計監査人および内部監査室との3者会議も定期的に行い、監査項目の確認や情報共有を図っております。また、これら会議の場以外においても必要に応じて監査役相互間で連絡を取り合うなど、連携および情報共有を図っております。
また、取締役の職務執行に関する監査の観点から、取締役会には監査役3名が毎回出席することとしております。

(6) 現状の体制を採用している理由

上記、1.【取締役関係】に記載している「現状の体制を採用している理由」をご参照ください。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	一般的に集中日とされる日の一週間前頃に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けのIRフェア(説明会付き)へ定期的に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を半期ごとに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	主に決算情報、財務指標推移及び適時開示資料を掲載しております。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、KES(環境マネジメントシステムスタンダード ステップ2)認証を取得しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 当社は、平成21年6月19日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を決定し、実行しています。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 企業行動憲章を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。
また、その徹底を図るため、内部統制プロジェクトチームにおいてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同チームを中心に役員教育を行います。

(2) 管理部門は、社内のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めます。社内のコンプライアンスの状況の監査は、内部監査室が定期的に行います。その結果を管理部門の担当取締役に報告します。
また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接報告することを可能とするため、その直接情報提供の窓口を内部統制プロジェクトチームとして運営します。

(3) 部門責任者及び取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに総務部長に報告します。
報告・前条の通報等を受けた場合はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施します。

(4) 各業務担当取締役は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告します。また、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具現化します。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する事項

社内規程に従い、取締役の職務執行に係わる情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存します。
取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、内規・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、内部統制プロジェクトチームが行うものとします。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。

- (1) 社内規程に規定された職務権限・職務分掌及び意思決定のための社内ルールに従い、適正かつ効率的に職務が執行される体制をとります。
- (2) 取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び効率的な達成の方法を定めます。
- (3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定、ITを活用した月次・四半期業績の予算実績管理を実施します。
- (4) ITを活用して取締役会が月次業績・事業年度の進捗状況をレビューし、改善を促すこと全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 当会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び部門長は、各担当部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- (2) 内部監査室は、部門ごとに業務全般にわたる内部監査を定期的に行い、その結果を担当取締役・部門長及び代表取締役社長に報告します。また、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行い業務の適正さを確保します。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は監査業務を補助するために必要に応じて使用人を置くことができるものとし、取締役はその設置に協力するものとします。監査役から補助を任命された者は任命を解除されるまで、取締役の指揮命令を受けないものとします。また、その間の当該使用人に対する人事異動・懲罰については、あらかじめ監査役の承認を必要とするものとし、監査役は、その人事評価について意見を述べることができます。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備します。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する方法によります。

(1) 具体的には、取締役は次に定める事項を監査役に報告することとします。

- a. 重要な会議で決議された事項
- b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- c. 毎月の経営状況として重要な事項
- d. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- e. 重大な法令・定款違反
- f. その他コンプライアンス上重要な事項

(2) 使用人は前項b.及びe.に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとします。

8. その他監査役会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役会の求めに応じて意見交換会を設定します。また、常勤監査役に社内の主要な会議の開催を通知し、その出席及び発言の機会を妨げません。また、必要に応じて専門の弁護士、会計士を委託し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、反社会的勢力からの不当な要求を一切受け付けず、警察当局及び弁護士等と協力し、連携を図りながら反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度で拒むことを基本的な考え方としております。

(2) 整備状況

当社は、総務部・経理部等の管理部門を対応部署とし、警察当局及び顧問弁護士等と協力し、連携を図りながらITを利用した社内回覧システム等に情報を提供・共有することで、継続的な啓蒙・教育活動に取り組んでおります。
新規の取引先については、当該取引先が反社会的勢力に該当するか否かを社内においてネットワーク情報等を用いて調査し、該当しないと判断した場合には、社内の所定の手続きを経て、反社会的勢力排除に関する条項(反社条項)を盛り込んだ取引契約書または反社会的勢力排除に関する覚書を当該取引先と締結しております。
また、当社においては京都地区企業防衛対策協議会に所属し指導を受けるとともに、反社会的勢力に関する情報収集を行い、地域企業との連携も図っております。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

